

アップル保育園 中野 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社KEGリソース
所 在 地	和歌山県和歌山市友田町2丁目145番地
電 話 番 号	073-421-1112
代表者氏名	代表取締役 角野 寛典

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	アップル保育園 中野
施 設 の 所 在 地	大阪市東住吉区中野3丁目6-15サンソレイユ中野1階
連 絡 先	電話番号 06-6769-1170 FAX 06-6769-1171
施 設 長	園長 佐々木 千晶
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成31年4月1日
事 業 所 番 号	
ホ ー ム ペ ー ジ	https://k-e-g-resource.co.jp/apple-hoikuen/nakano/

3 事業の目的・運営方針

アップル保育園中野(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造6階建のうち1階
	延べ面積	144.6 m ²
屋外遊戯場		南百済公園 1,544 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	1室	うさぎ組(2歳児クラス)・りす組 (1歳児クラス)・ひよこ組(0歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴整備、乳幼児用トイレ、乳幼児用手洗い 職員用トイレ、職員用手洗い、スタッフルーム、倉庫	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示 117 号)を踏まえ、以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 障がい児保育

地域社会の中で、障がいのある子どもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

月1回程度の園内開放の開催や、他園との交流も行っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和8年2月1日現在

職 種	職務の内容	員 数	常 勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる				
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	9人	4人	5人	
調理員	給食、おやつを調理する	1人	1人		

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（7:00～18:00）のうち、8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:00～18:00）のうち、8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7:00～18:00）のうち、8時間
調理員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

なお、行事等によっては家庭での保育協力をお願いすることがあります。日程は事前にお知らせします。

その他利用園児がいない場合は協力日として休園致します。

8 共同保育

当園は、以下の場合にアップル保育園東住吉園・アップル保育園東田辺園と共同保育を行う場合があります。

- (1) 土曜日や朝夕の延長保育等の時間
- (2) お盆・年末年始などの家庭保育協力日

9 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理とし、当園において調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時40分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応、食物アレルギー対応マニュアルあり。

※ 食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師「生活管理指導表」が必要となります。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も永続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育(当園職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

運営主体	学校法人さつき学園
施設名	さつき幼稚園
所在地	大阪市東住吉区西今川2丁目4-12
連携内容	ア イ ウ
電話番号	06-6702-3780

運営主体	学校法人大阪慈光学園
施設名	中野幼稚園
所在地	大阪市東住吉区湯里1丁目13番6号
連携内容	ア イ ウ
電話番号	06-6702-0032

運営主体	学校法人城南学園
施設名	城南学園幼稚園
所在地	大阪市東住吉区湯里6丁目4-26
連携内容	ア ウ
電話番号	06-6702-5200

運営主体	学校法人たつみ東学園
施設名	平和幼稚園
所在地	大阪市東住吉区田辺4-13-9
連携内容	ア イ ウ
電話番号	06-6621-8838

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 延長保育に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(4) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等(利用者負担額表における第一階層)の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。)

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	宮崎医院
医院長名又は医師名	宮崎 晶夫
所在地	大阪府大阪市東住吉区針中野 3-10-20
電話番号	06-4302-3588

(2) 歯科

医療機関の名称	さくら歯科
医院長名又は医師名	請田 裕己
所在地	大阪府大阪市東住吉区針中野 3-1-30-101
電話番号	06-6701-5500

入園時及び少なくとも年に2回は児童に対して、内科検診を行います。

また、1年に1回歯科検診を行い、その結果をお知らせします。

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医又は近隣の病院・医師・児童の主治医に連絡する等、必要な処置を講じるものとします。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 施設長 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 06-6769-1170 F A X 06-6769-1171 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

20 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害総合保険
保険の内容	当園の管理下において、園児が急激かつ偶然な事故によりケガをされた場合に補償
保険金額	死亡・後遺障害 1名 100 万円

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	負傷・疾病 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 障がい見舞金 ・3,770 万円～82 万円 死亡見舞金 ・1,400 万円～2,800 万円 ※詳細はスポーツ振興センターHP参照

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	2人	0人	0人
1歳児	8人	8人	8人
2歳児	8人	7人	8人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	無	無
自己評価の実施状況	有	年 1 回実施

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは大 4 項又は大 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 (上乗せ徴収分、実費徴収分)

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
物品代	帽子(入園時のみ) 1040 円 連絡ノート(入園時・更新時のみ) 180 円 ☆出席カード 390 円 ☆出席シール 270 円 ☆自由画帳 300 円 ☆スポーツ振興センター加入 365 円	年 額 新入園児 2,545 円 ☆進級児 1,325 円

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間・短時間認定に係る時間外保育料

月額 1 時間 2,900円

1時間あたり 300円